

① 相続

特許権や商標権は、権利者が個人の場合、亡くなると相続の対象となります。しかし、相続人がその存在を知らないと、維持年金の納付や商標の更新登録をせずに失効してしまうこともあり得ます。

(1) 戸籍等の取得

権利者の住民票の除票	亡くなると住民票から除かれた除票となります。死亡時の本籍地を確認できます。
権利者の戸籍又は除籍謄本	戸籍は本籍地の市町村で取得します。戸籍内の全員がいなくなると除籍となります。死亡の事実を確認できます。
権利者の出生から死亡までの戸籍謄本	相続人を確認できます。婚姻(離婚)や転籍などにより、本籍地が変わると別の市町村で取得しなければなりません。遠隔地の場合は、郵送請求も可能です。 戸籍は、平成6年(コンピュータ化)や昭和23年(戦後)などに改製されており、その前の内容は改製原戸籍を確認する必要があります。なお、現在の戸籍は、筆頭者を代表とする家族単位ですが、昭和23年の改製前は、戸主を代表とする一族単位の家督相続制を採っています。
相続人の住民票	相続人の現在の本籍地を確認できます。
相続人の戸籍謄本	相続人が生存していることを確認できます。

※法定相続情報一覧図(家系図のようなもの)を作成し、法務局で認証を受けていれば、その提出で良いです。

(2) 相続人の特定

法定相続人は、まず、配偶者(1/2)と子(1/2)です。子が複数いる場合は等分です(養子も含まれます)。現在は非嫡出子(婚姻外の子)も同じ割合です。子が先に亡くなっていた場合、孫が代わられます。子がいない場合は、配偶者(2/3)と親(1/3)で、子も親もない場合は、配偶者(3/4)と兄弟(1/4)です。

(3) 遺産分割協議書の作成

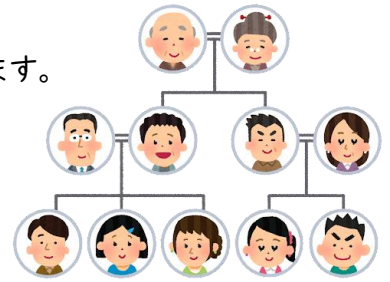
特許権や商標権を誰に相続させるか決めます。相続人全員が署名し、実印を押します。今まで会ったことない人や仲が悪い人がいると難航したりします。

(4) 特許庁に権利の移転登録申請

相続による移転登録申請書を作成します。収入印紙3,000円を貼付します。遺産分割協議書に押した実印の印鑑証明書を添付することになります。

(5) その他

他の財産の相続手続と一緒にやれば良いですが、書類を用意するのがかなり大変です。生前に会社や他人に権利を譲渡することも可能ですが、特許だと15,000円、商標だと30,000円と、収入印紙代が結構高めです。特許権は、長くても出願から20年で消滅しますが、商標権は、10年ごとに更新できますので、管理には注意しましょう。



こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。

どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp